

令和四年文部科学省令第二十一号

教育公務員特例法施行規則

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）の施行に伴い、並びに教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二條の四第二項第六号、第二十二條の五第一項、第二十二條の七第二項第二号、第三十一條及び第三十五條の規定に基づき、教育公務員特例法施行規則を次のように定める。

（法第二十二條の四第二項第六号の教員研修計画に定める事項）

第一条 教育公務員特例法（以下「法」という。）第二十二條の四第二項第六号に規定する研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 公立の小学校等（法第十二條第一項に規定する小学校等をいう。以下同じ。）の校長及び教員（法第二十一條第二項に規定する校長及び教員をいう。以下同じ。）の研修実施者（法第二十條第一項に規定する研修実施者をいう。第四号において同じ。）と当該校長及び教員の研修に協力する大学その他の関係機関との連携に関する事項
- 二 研修の効率的な実施に当たって配慮すべき事項
- 三 研修の効果を検証するための方途に関する事項
- 四 その他研修実施者が必要と認める事項

（法第二十二條の五第一項の文部科学省令で定める記録の作成）

第二条 法第二十二條の五第一項に規定する研修等に関する記録は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて作成するものとする。

（法第二十二條の七第二項第二号の文部科学省令で定める者）

第三条 法第二十二條の七第二項第二号に規定する公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に係る大学として文部科学省令で定める者は、

- 一 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学
- 二 任命権者（法第二十條第一項第一号に掲げる者については、同号に定める市町村教育委員会。以下この号において同じ。）により公立の小学校等の校長及び教員として採用された者であつて、当該大学を卒業したものの数が当該任命権者が定める数以上である大学

（研究施設研究教育職員の管理監督職務上限年齢）

第四条 法第三十一條第一項の規定により読み替えて適用する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号。以下「読替後の国家公務員法」という。）第八十一條の二第二項に規定する管理監督職務上限年齢は、国立教育政策研究所の長（以下「所長」という。）が申出（当該申出に当たつては、所長及び所長が指定する職員で構成する会議の議を経るものとする。第十条を除き、以下同じ。）をしたところを参酌して定めるものとする。

（研究施設研究教育職員が占める管理監督職に係る異動期間の延長の期間等）

第五条 読替後の国家公務員法第八十一條の五第一項の規定により国家公務員法第八十一條の二第一項本文に規定する異動期間（次項において「異動期間」という。）を延長する場合における当該延長の期間は、所長が申出をしたところを参酌して定めるものとする。

- 2 前項の規定は、読替後の国家公務員法第八十一條の五第二項の規定により同条第一項又は第二項の規定により延長された異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を更に延長する場合における当該延長の期間、同条第三項の規定により異動期間を延長する場合における当該延長の期間及び同条第四項の規定により同条第一項若しくは第二項の規定により延長された異動期間（これらにおける規定により延長された期間を含む。）又は同条第三項若しくは第四項の規定により延長された異動期間（同条第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。）を更に延長する場合における当該延長の期間について準用する。

（研究施設研究教育職員の定年退職日）

第六条 読替後の国家公務員法第八十一條の六第一項に規定する定年退職日は、所長が申出をしたところを参酌して定めるものとする。

（研究施設研究教育職員の定年）

第七条 読替後の国家公務員法第八十一條の六第二項に規定する定年（以下「研究施設研究教育職員の定年」という。）は、所長が申出をしたところを参酌して定めるものとする。

（研究施設研究教育職員の勤務延長の期限等）

第八条 読替後の国家公務員法第八十一條の七第一項の期限は、所長が申出をしたところを参酌して定めるものとする。

- 2 前項の規定は、読替後の国家公務員法第八十一條の七第二項の期間について準用する。

（所長及び研究施設研究教育職員の選考）

第九条 法第三十五條において準用する法（次項及び次条において「準用教育公務員特例法」という。）第三條第二項の規定による所長の採用のための選考は、文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第八十一條第二項に規定する評議員会（次条において「評議員会」という。）が推薦をした者について行うものとする。

- 2 準用教育公務員特例法第三條第五項の規定による研究施設研究教育職員（法第三十一條第一項に規定する研究施設研究教育職員をいう。以下同じ。）の採用及び昇任のための選考は、所長が推薦をした者について行うものとする。

（所長の任期）

第十条 準用教育公務員特例法第七條に規定する任期は、所長が申出（当該申出に当たつては、評議員会の議を経るものとする。）をしたところを参酌して定めるものとする。

附則

けるべき官職又は基準日における国家公務員法定年（国家公務員法第八十一条の六第二項に規定する定年（短時間勤務の官職にあっては、当該短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における同項に規定する定年）をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における国家公務員法定年を超える官職及び令和三年国家公務員法等改正法附則第六条第六項の人事院規則で定める官職（以下この条において「国家公務員法定年引上げ官職」という。）に、読み替え後の令和三年国家公務員法等改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用された研究施設研究教育職員の定年又は当該国家公務員法定年引上げ官職に係る国家公務員法定年に達している研究施設研究教育職員（当該人事院規則で定める官職にあっては、令和三年国家公務員法等改正法附則第六条第六項の人事院規則で定める職員である研究施設研究教育職員）を、昇任し、降任し、又は転任しようとする場合には、当該研究施設研究教育職員は研究施設研究教育職員を昇任し、降任し、若しくは転任しようとする国家公務員法定年に達しているものとみなして、令和三年国家公務員法等改正法附則第六条第四項の規定及び同条第五項の規定により読み替えて適用する同法第六十条の二第三項の規定を適用する。

附 則（令和五年三月二十四日文科科学省令第七号）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。